平成２５年（フ）第４２号
滋賀県湖南市岩根678番地589
債務者　人見　健造
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８号
大津市真野普門１丁目８番20号、住民票上の住所大津市八屋戸2217番地の90
債務者　齊藤　　昭
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６３号
滋賀県野洲市小篠原881番地　湖南マンション５号
債務者　園田　繁男
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６９号
滋賀県栗東市坊袋173番地　津田ハイツ207号室
債務者　花岡ルイスこと　マルチンス　シルビオ　ルイス　ハナオカ
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０５２号
広島市佐伯区利松３丁目８番12号　ドミール三和Ｂ201
債務者　福井千恵子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３号
広島市西区井口台３丁目35番１―401号
債務者　竹内　和雄
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４号
広島市西区井口台３丁目35番１―401号
債務者　竹内　吉恵
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６０号
広島市中区舟入町11番14―801号
債務者　土井麻理子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１１号
広島市南区丹那町66番35―328号
債務者　山中　英雄
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４１号
広島市安佐南区伴東１丁目２番14―１―101号
債務者　福山　暁美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４号
愛媛県今治市高市甲５番地４
債務者　木内　昭彦
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４４１号
大分市中津留１丁目８番25号　豊後プロパン第６ビル503
債務者　西　　正文
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５号
大分県津久見市大字網代2166番地
債務者　中村　和寛
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２号
大分市大字曲100番地　レオパレス21サンステージ102
債務者　伊東　綾子（旧姓前山）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５８号
宮崎市清武町加納２丁目38番地　エクセル加納Ⅰ―106号
債務者　鈴木　亜弥（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７７号
宮崎市大和町79番地１　黒木ビル302号
債務者　阿部　良江
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０号
鹿児島県大島郡徳之島町亀徳1640番地３
債務者　実　　敏彦
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部